平成２８年（フ）第１５０９号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑302番地10、旧住所東京都新宿区高田馬場４丁目12番７号　ニューハイツ高田馬場603
破産者　山浦　優太
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３２７号
横浜市港南区野庭町711番地３　ピュアパレス602号、旧住所横浜市南区六ツ川２丁目105番地１　サングレイス弘明寺壱番館501号
破産者　野口　勇樹
法定代理人親権者母　野口身知子
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５１９号
横浜市緑区鴨居４丁目27番10号
破産者　小平　　努
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９１号
神奈川県愛甲郡愛川町中津4096番地の１　ウインスメール305、前住所神奈川県厚木市旭町３丁目８番６号　会田ハイツＡ103
破産者　高橋　翔太
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５９２号
神奈川県厚木市戸室４丁目１番19号　ハイツナンバ103
破産者　中田　博和
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５９８号
神奈川県平塚市大神2307番地の４　コーポ勝203号
破産者　後間　冬樹
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６１６号
静岡県島田市道悦島243番地の１　ラッキー206号室、旧住所静岡県島田市阿知ケ谷412番地の１
破産者　鈴木　睦人
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８１号
静岡県浜松市東区下石田町1405番地ファンティスＢ一102号室
破産者　鈴木　伸二
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４９８号
静岡県浜松市中区西浅田１丁目９番40号ハイツＣＩＴＹ１　201
破産者　鳥山　克司
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第９８３号
愛知県東海市加木屋町１丁目393番地９　Ｌ加木屋ランドマークヒルズ（809号）
破産者　岩原　永始
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４８４号
名古屋市東区泉２丁目10番５号　アルテ泉403号
破産者　悠優鍼灸院こと　吉永　晃久
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７５２号
名古屋市中村区大秋町３丁目22番地の２　サンハイツ本陣202号、従前の住所兵庫県宝塚市新明和町２番19号　ジュネス宝塚３一315
破産者　木村英二郎
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８３８号
京都市山科区安朱東海道町68番地12
破産者　松井　宏樹
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９１６号
京都府長岡京市神足２丁目12番15号　ホワイトハイム　103、前住所茨城県稲敷郡阿見町うずら野２丁目17番地37
破産者　吉良　哲雄
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９１７号
京都府長岡京市神足２丁目12番15号　ホワイトハイム　103、前住所茨城県稲敷郡阿見町うずら野２丁目17番地37
破産者　吉良　宣代
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９８７号
京都市上京区大宮通上長者町下る藤五郎町590番地　レジデンス西陣21　105号
破産者　草木　一彰
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８９２号
神戸市須磨区中落合３丁目１番440一1004号、従前の住所兵庫県西宮市名塩さくら台１丁目15番地４
破産者　加藤　一郎
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９３０号
神戸市須磨区北落合１丁目１番320一414号
破産者　藤岡　彬子
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部